

建設技第 1616 号の 1
令和 2 年 9 月 25 日

知事部局本庁各課（室）長
知事部局各現地機関の長
教育庁本庁各課（室）の長
教育庁各現地機関の長
東部工業用水道管理事務所長
各県立学校長
警察本部会計課長
県公社理事長

様

建設・技術課長

現場技術者等の兼任の取扱いについて（通知）

標記のことについて、平成 17 年 3 月 11 日付け建設技第 1489 号で通知していたところですが、専任の主任技術者について下記のとおり取扱うこととしますので、適切に運用してください。

記

1. 建設業法施行令第 27 条第 2 項の取扱い

令第 27 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされています。

このことについて、以下のとおり取り扱うこととします。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意してください。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当します。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えありません。

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とします。

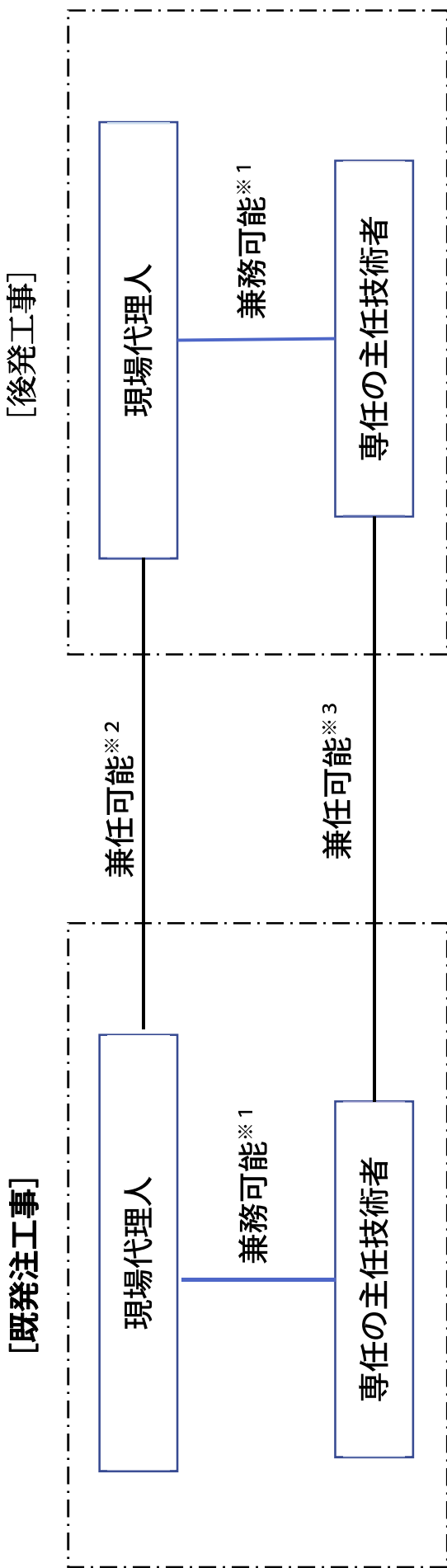
(3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることに留意をお願いします。

2. 適用日

令和 2 年 10 月 1 日以降に公告する工事から適用する。

(担当：建設・技術課 技術管理担当)

(参考) 現場技術者等の取扱い例



※1 現場代理人、 監理技術者等（監理技術者、 監理技術者補佐又は主任技術者） 及び専門技術者は、これを兼ねることができ。 （契約約款第10条第5項）

※ 工事件数は3件まで、かつ、当初契約の合計が7,000万円まで。
8,000

※3 既発工事の専任の主任技術者は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10 km程度の間隔が10 km程度の間隔の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、二以上の工事を管理できる。

例：2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事

相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する工事